

令和6年第3回定例会会議録（第7号）

令和6年9月25日

○出席議員（25名）

1 番	塩 手 悠 太	2 番	石 田 強
3 番	中 村 悟	4 番	森 裕 二
5 番	小 野 和 美	6 番	重 松 康 宏
7 番	小 野 佳 子	8 番	日名子 敦 子
9 番	美 馬 恭 子	10 番	阿 部 真 一
11 番	安 部 一 郎	12 番	小 野 正 明
13 番	森 大 輔	14 番	三 重 忠 昭
15 番	森 山 義 治	16 番	穴 井 宏 二
17 番	加 藤 信 康	18 番	吉 富 英三郎
19 番	松 川 章 三	20 番	市 原 隆 生
21 番	黒 木 愛一郎	22 番	松 川 峰 生
23 番	野 口 哲 男	24 番	山 本 一 成
25 番	泉 武 弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘	副 市 長	阿 部 万寿夫
副 市 長	岩 田 弘	教 育 長	寺 岡 悌 二
競輪事業管理者	上 田 亨	総 務 部 長	竹 元 徹
企画戦略部長	安 部 政 信	観光・産業部長	日 置 伸 夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕	こども部長	宇都宮 尚 代
いきいき健幸部長	和 田 健 二	建 設 部 長	山 内 佳 久
市長公室長	山 内 弘 美	防 災 局 長	大 野 高 之
教 育 部 長	矢 野 義 知	消 防 長	浜 崎 仁 孝
上下水道局長	松 屋 益治郎	財 政 課 長	河 野 文 彦

○議会事務局出席者

局	長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長		松 本 万紀子	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主	査	松 尾 麻 里	主	査 村 田 和 寛
主	任	定 宗 隆一郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第 7 号）

令和 6 年 9 月 2 5 日（水曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第 9 8 号 別府市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第 3 報告第 9 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
報告第 1 0 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について
報告第 1 1 号 市長専決処分について
- 第 4 議員提出議案第 9 号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書
議員提出議案第 1 0 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
議員提出議案第 1 1 号 子どもたちにゆたかな学びを保障するために長時間労働是正を求める意見書
- 第 5 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 5（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 7 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び予算決算特別委員会の審査の経過及び結果について、各委員長から順次報告を願います。

（観光建設水道委員会委員長・穴井宏二登壇）

○観光建設水道委員会委員長（穴井宏二） 去る 9 月 5 日の本会議において観光建設水道委員会に付託を受けました議第 75 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分、ほか 2 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告いたします。

初めに、議題 75 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分についてであります。

観光課関係部分では、市制 100 周年を記念して、クリスマスファンタジアにおける花火の規模を拡大するため、クリスマスファンタジア事業費補助金を追加するものとの説明がなされました。

委員より、具体的にどのように規模を拡大するのかとの質疑がなされ、当局より、花火の量を増やすとともに、1 尺玉の打上げ等の花火の質を高め、演出を変化させる予定であるとの答弁がなされました。さらに、同委員より、今年度は花火の規模が拡大されるが、次年度以降の花火の在り方も検討していくよう意見がなされた次第であります。

次に、都市計画課関係部分では、能登半島地震を受け、各申請が増加したことに伴い、木造住宅等耐震診断及び木造住宅等耐震改修等の補助金を追加計上しようとするものとの説明がなされました。

委員より、当該補助金の周知の方法について質疑がなされ、当局より、市報や戸別訪問による説明などにより周知を図っているとの答弁がなされました。

続きまして、都市整備課関係部分では、地方道路整備事業において、交付金事業で整備している 3 路線について、設計・工法の変更に伴う工事請負費を追加計上しようとするものとの説明がなされました。

最後に、公園緑地課関係部分では、公園施設の詳細点検を行った結果、東莊園町の鶴見ヶ丘児童公園において擁壁に不具合が見つかり、公園の安全利用のためには早急な擁壁の改修が必要となったこと等に伴う工事請負費を追加計上しようとするものとの説明がなされました。

最終的に、議第 75 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 85 号別府市水道事業給水条例及び別府市下水道条例の一部改正についてであります。

将来にわたって持続可能な水道事業及び公共下水道事業の財政基盤を構築するため、水道料金及び下水道使用料を改定することに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

委員より、水道料金及び下水道使用料の改定をどのような広報手段で行うのかとの質疑がなされ、当局より、市報、上下水道局広報誌、SNS 及びケーブルテレビを活用した広報を検討しているとの説明がありました。また、同委員より、28 年ぶりの料金改定だが、市民にとっては突如話が出てきたように感じるのではないかと意見がなされ、当局から、料金改定については、その時々で検討してきたが、情報等を市民にうまく広報できていなかったことから、今後は適切に広報を行っていきたい旨の答弁がなされました。

また、複数の委員より、県内他市との料金比較についての質疑がなされ、当局より、料金改定を検討するに当たっては極力市民への負担を減らすことを考慮し、結果として料金改定後の水道料金が14市中8番目、下水道使用料が12市中12番目になるとの答弁がなされました。

最終的に、議第85号については、一部委員から反対である旨の意思表示がなされましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

最後に、議第87号令和6・7・8年度別府国際コンベンションセンター吊り天井改修工事負担金に関する協定の締結についてであります。

平成25年度の建築基準法施行令及び関連省令の一部改正により、天井落下防止対策事業が公共施設または公用施設の耐震化事業の対象となったことから、地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化を図るため、大分県との共同工事として、令和6年度から令和8年度にかけてビーコンプラザの吊り天井改修工事を実施しようとするものとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

(厚生環境教育委員会副委員長・重松康宏登壇)

○厚生環境教育委員会副委員長（重松康宏） 委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る9月5日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分ほか10件について、委員会を開会し、慎重に審議をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分についてであります。

市民課関係部分では、令和6年12月2日より実施予定のマイナンバーカードの特急発行を実現するため、機材装備に関する経費等を計上しているとの説明がなされました。

委員から、特急発行の対象について質疑がなされ、新生児、紛失等による再発行時及び国外からの転入者など速やかに発行が必要な方を対象に1週間程度で発行が可能になるとの答弁がなされました。

続きまして、子育て支援課関係部分では、放課後児童クラブ委託料の国の補助基準額の改定や常勤の有資格者2名以上を配置した場合の補助基準額創設による増額分等について計上しているとの説明がなされました。

委員から、対象施設数について質疑がなされ、市内38か所中、21か所が対象であるとの答弁がなされました。

また、別の委員から、年度途中で退職する場合も考えられるため、追跡調査が必要ではとの質疑に対し、当局より、実態を把握し、万が一、年度途中に対象から外れる場合は、再計算を行い、返還も含めて雇用に関する報告をいただくようにするとの答弁がなされました。

続きまして、スポーツ推進課関係部分では、当初予算の工事費において、一般財源としていたものを起債対象とし、既に起債対象としていたものをより充当率の高い起債とする財源補正を行うとの説明がなされました。

委員から、今回の財源補正する対象工事及びその完成時期について質疑がなされ、野口原陸上競技場の走路舗装及び別府市総合体育館が対象で、陸上競技場のほうは竣工しており、総合体育館については来年の2月完成予定との答弁がなされました。

また、別の委員から、起債の内容や利点に関する質疑がなされ、当局より、工事の総額

に変更はないが、充当率の高い起債分は交付税の対象となることや、単年度の一般財源の支出が減少する利点があるとの答弁がなされました。

続きまして、教育政策課関係部分では、昨年、小学校校舎への落雷により校舎建物の破損及び電子機器類が故障する事態が発生したことを踏まえ、今後の雷災害に備えるため、大平山小学校に2基、鶴見小学校に3基、朝日中学校に2基の避雷設備を整備するための委託料や朝日幼稚園大規模改修に伴い、改修期間中の仮園舎として、朝日小学校の旧給食室を改修するための工事費等を計上しているとの説明がなされました。

委員から、設置予定の3校では体育館など校舎以外の建築物にも避雷設備を設置する予定はあるのかとの質疑に対し、当局より、建築基準法で高さ20メートル以上の建物に設置が義務づけられており、基準に近い高さである校舎のみを対象としたとの答弁がなされました。

答弁を受け、委員から、昨今、雷が多いことを鑑み、今後、他の小中学校にも、避雷設備の整備を検討してもらいたいとの意見がありました。

また、別の委員より朝日幼稚園の改修期間中の仮園舎について、仮園舎後の利活用について質疑がなされ、朝日小学校の給食のコンテナ置場における安全で効率的な配膳動線を確保するため、日常的には配膳室として活用することを想定しているとの答弁がなされました。

続きまして、高齢者福祉課関係部分では、低所得者の介護サービス利用負担を軽減するため、社会福祉法人が行う介護サービスの自己負担額を軽減した一部を公費で負担するものについて、精算の結果、国及び県に返納する分を計上しているとの説明がなされました。

続きまして、保険年金課関係部分では、大分県後期高齢者医療広域連合に対し支出した療養給付費負担金の精算に伴う市への返還金を計上しているとの説明がなされました。

続きまして、議第76号令和6年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第77号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議第78号令和6年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、各会計とも前年度決算剰余金の確定等に伴う歳入歳出の予算を計上している旨の説明がなされた次第であります。

以上4件の予算議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に6件の条例議案及び1件のその他議案の審査についてであります。

議第79号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてでは、医療費の助成において、被保険者資格の確認を個人番号も利用して行うようになったこと。また、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じた保護の措置に関する事務が準法定事務になったこと等に伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第80号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正についてでは、小規模保育事業や事業所内保育事業での3歳児以上のクラスの保育士及び保育従事者の配置基準が改められたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第81号別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてでは、引用している児童扶養手当施行令の一部が改正され、引用する条項が改められたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第82号別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでは、市内3か所にある児童館のうち、北部児童館及び西部児童館を使用することができる対象年齢を国のガイドラインに沿って、18歳未満の全ての子どもと条例を改正するものであるとの説明がなされました。

委員から、利用者数に関する質疑がなされ、令和6年8月は保護者を含め、延べ1,000人利用しているとの答弁がなされました。

次に、議第83号別府市多世代交流健康増進複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、施設の位置の表記を改め、南部地域交流センター・児童館を使用することができる児童の年齢を18歳未満の全ての子どもと条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第84号別府市国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険法の一部改正により、12月2日から現行保険証の新規発行ができないこと等に伴い保険証の返還を改め、また資格取得や喪失に関する届出などに適用される過料について、厚生労働省が示す条例参考例に合わせ、2万円以下から10万円以下と条例を改正するものであるとの説明がなされました。

最後に、議第88号大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、現行の後期高齢者の保険証が発行されなくなることに伴い、12月2日から被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に規約を協議し変更することについて、議会の議決を求める旨の説明がなされた次第であります。

以上、6件の条例議案及び1件のその他議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

(総務企画消防委員会委員長・森山義治登壇)

○総務企画消防委員会委員長(森山義治) 去る9月5日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算(第4号)関係部分ほか1件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議第75号 令和6年度別府市一般会計補正予算(第4号)関係部分についてであります。

政策企画課関係部分では、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法、字の区域及びその名称を変更することについての議決後、迅速に委託事業者を選定し、円滑に住居表示実施事業を進めるため、令和7年度までを期間として債務負担行為を補正計上する旨の説明がなされました。

次に、財政課関係部分では、関連事業の補正計上に伴い、財源としての別府市財政調整基金繰入金と別府市公共施設再編整備基金繰入金の減額、及び別府創生応援基金繰入金の追加額を計上するなどの説明がなされました。

委員から、財政面で経常収支比率の高止まりが続いているが今後どのような改善の見通しがされているのかという質疑がなされ、当局から、経常収支比率に関しては、歳入歳出両方で改善の取組をしている。自主財源の確保については、税収の増加等に取り組む必要があると考えているとの答弁がなされた次第であります。

次に、情報政策課関係部分では、国が進める自治体情報システムの標準化の一環で、標準システム本体を置く国が指定するサーバー「ガバメントクラウド」に接続する部分の設計とネットワーク構築を行うため債務負担行為を補正計上するとの説明がなされました。

委員から、情報漏えいのリスクなどはないのかという質疑がなされ、当局から、インターネットから隔絶された、高いセキュリティーが確保された接続環境である旨の答弁がなされました。

最後に、会計課関係部分では、これまで無料で行われてきた公金の振込手数料につい

て、指定金融機関側から有料化の要望を受け、大分県や県下各市が歩調を合わせ、1件あたり50円で応じることとしたため、関連経費を補正計上することとなった経緯の説明がなされました。

委員から、他の金融機関が指定金融機関の役割を担うことはできないのかとの質疑がなされ、指定金融機関の公金事務はこれまでほとんど無償で行われていた経緯を考えると金融機関側のメリットはなく、有料化はやむを得ないとの答弁がなされました。

最終的に、議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第86号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法については、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めようとするものであるとの説明がなされました。

委員から、公共施設の住居表示についてと委託先業者の調査員が各事業所等へ説明をする際に、詐欺などを疑われる可能性があるが周知はどうなっているかと質疑がなされ、当局から、公共施設の住居表示については、大字表記のところは、条例等変更を併せて行い、市のホームページなどの変更も所管課と情報共有しながら順次行っている、また、各事業所等への周知については、事前連絡を行うとともに、委託先業者に腕章と身分証明の提示をして各事業所等を訪問するよう伝えており、再度周知徹底する旨の答弁がなされました。

以上、議第86号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法についての採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

（予算決算特別委員会委員長・市原隆生登壇）

○予算決算特別委員会委員長（市原隆生） 去る9月5日の本会議において、予算決算特別委員会に付託を受けました議第89号令和5年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第97号令和5年度別府市公共下水道事業会計決算の認定についてまでの計9議案について、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

「当初予算審議」と「決算認定審査」の循環性を保つため、本委員会では、予算の執行や各事業が適正かつ効果的に行われているかを検証し、将来の財政運営や、翌年度の当初予算編成へ反映させることを目的として、本年度も、慎重かつ適正な審査を実施いたしました。

委員会審査初日の9月9日においては、執行部の総括説明を受けた後、委員3名による総括審査を実施いたしました。

また、10日には委員4名、翌11日には委員4名による個別審査を実施し、9月12日に採決を行ったところであります。

以上、議第89号から議第97号までの計9議案については、94項目の審査通告に基づき、審査をいたしました結果、一部の委員から反対の意思表示がなされましたが、次の意見を付して、認定すべきものと決定いたしました。

1、経常収支比率について。経常収支比率は、平成28年度以降コロナ禍の令和3年度を除き順調に下がってきたが、令和5年度の経常収支比率は97.1%で、前年度より1.0ポイント上昇している。財政の硬直化を招くことのないよう、持続可能な財政基盤の強化とともに、限られた資源と人材を最大限活用し、最少の経費で最大の効果が得られるよう十分に検証しながら、行財政運営の適正化及び効率化に向けたさらなる取組を進めること

を求める。

2、入湯税超過課税の使途について。入湯税超過課税分の使途については、温泉資源の保護、別府観光の推進のために使うことが必要である。超過課税分充当事業の実施後は審議会の事業評価・意見をもとに、各事業の課題等を明確にし、別府の経済を支える観光振興の魅力向上を図るとともに、市民福祉の増進へつながるよう、さらなる好循環を生む仕組みづくりに取り組むことを求める。

3、重層的支援体制整備事業について。本事業は地域共生社会の実現に向けて、「子ども・高齢・障がい・生活困窮」の関係部分が連携し、市全体で包括的な支援体制を構築することにより、属性や世代を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた3つの支援を一体的に実施するものであり、令和8年度から本格実施の予定となっている。

実施する際は、「子ども・高齢者・障がい者・生活困窮者」が抱える従来の制度だけでは対応が困難な複雑化・複合化した問題に対し、断らない相談支援体制を構築することを求める。

4、補助及び交付金の公益性、公平性、有効性についての評価と周知。補助事業の実施においては、公益性・公平性・有効性に対しての効果検証が重要である。

事業終了後に成果と目標に対する達成度の評価、公平性を図るための審査、費用対効果の検証を、検証に努めることを求める。また、民間事業者対象の補助事業で、新規のものに関しては、補助制度の丁寧な説明と周知を求める。

5、人材の確保等について。人口減少・超高齢化社会により、地方行政の人材確保はより困難になるものと想定される。

特に子育て支援や介護、学校教育の人材については、専門知識の必要性が増す中で、求められるサービスも増加するものと考えられる。

その必要性を鑑み、正規の専門職の人材確保及び育成充実を図ることを求める。併せて、きめ細やかなサービスを提供するために、関係団体とのネットワークを強化し、相互の情報共有と情報収集が強化される体制の構築を求める。

6、行財政構造改革の推進について。本市の財政状況は、少子高齢化・人口減少による社会保障費の増大や公債費、公共施設の維持管理固定費の増加等により一層厳しくなると見込まれる。

例えば市営住宅では築年数の経過した建物において居住者が高齢化しているがエレベーターがないなど、大規模改修が必要な状況が生じている。また、市営墓地でも無縁墓の増加等の問題があり、いずれも市が今後も直営維持するのか民間事業を活用するのか検討すべき時期となっている。

行財政構造改革の推進には市民の理解と協力が不可欠である。丁寧な説明や対話を重ねながら本市における行財政運営上の課題解決を図り、新たな施策や臨時の財政需要に対応できる行財政構造の構築に努めることとともに、安定した質の高い行政サービスを提供していくよう引き続き努めることを求める。

最後に、各事務事業に行うにあたっては、事業内容の精査・費用対効果の検証を十分に行い、本意見書及び委員会での意見を令和7年度の当初予算編成に反映することを要望するとともに、予算審議と決算審査の循環性を図るため、令和7年（令和6年度決算認定審査）予算決算特別委員会において、その取組についての回答を求める。

以上、当委員会に付託を受けました議案9件に対する意見と審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(9 番・美馬恭子登壇)

○9 番 (美馬恭子) 日本共産党の美馬恭子です。議第 85 号、議第 90 号、議第 94 号、議第 95 号、議第 96 号、議第 97 号に対する反対討論を行います。

まず、議第 85 号別府市水道事業給水条例及び別府市下水道条例の一部改正についてです。

水道料金に関しては、平均 14.2% の上げ幅、下水道使用料に関しては、平均 25.8% の値上げとなっています。別府市水道事業ビジョンとして、2017 年に計画期間 10 年間として、将来の計画が策定されています。水道事業の現状としては、施設は水系 11、ダム 2 か所、浄水場 5 か所、配水池が 29 か所、耐震性貯水槽 7 か所となっており、浄水施設の耐震に関しては、天間、城島水源以外はレベル 2、震度 7 に耐え得る相当とされています。また、送水施設別の耐震も野口原ポンプ場以外は耐震補強完了しているとされています。

鉛管対策としても、鉛製給水管からポリエチレン管への取替えは、平成 28 年度末で 86.65% となっており、その時点では、あと 4 年で全ての鉛管の更新が可能とされています。今後も施設の老朽化や管路の耐用年数などに伴い、毎年工事計画は必要になるでしょう。

しかし、令和 2 年度の料金改定の計画は、現段階では収支バランスを保つことが可能との判断の下、改定案は示されませんでした。以後、あり方検討委員会で検討を重ねた結果、今回の条例改正案を出すことに至ったということですが、市民に対しての十分な説明もされず、早急に条例改正案が出されたことについては納得しかねます。切迫した赤字決算ではない状況です。十分に検証し、市民に説明する期間はあったと思います。

以上のことから、今回の条例改正には反対いたします。

引き続き、議第 90 号国保会計決算について反対いたします。

別府市における国保の被保険者の割合は 20.1%、その中でも高齢者の占める割合が高くなっています。滞納者が 1,840 世帯、この状況が近年続いております。以前から言っていますように、応益負担、均等割、平等割が大きなおもしとなっていることは間違いありません。基金残高は 16 億円、ほとんど変わらず、今年も預金利息の積上げがされています。基金は、県への納付額に充てるために活用とされています。しかし本来基金は、その年の納付者に還元されてこそそのものだと考えています。別府市の納税者の状況にも鑑み、適切に使用されることを引き続き訴えます。

議第 94 号介護保険事業決算について反対いたします。

第 9 期介護保険改定の際に、基金から 7 億円の取崩しがありました。しかし、100 円の増額となっています。保険料基準月額 6,045 円、保険料の段階は 9 段階から 13 段階へとされましたが、保険料率としては依然高いのが現実です。利用負担料に関しても 1 割負担が原則ではありますが、2 割、3 割と負担が大きくなっています。低所得者、生活保護世帯だけでなく、介護保険事業の市独自の利用料減免制度を創設し、適切な介護が受けられるようにしていただくことを強く求めるものです。

議第 95 号後期高齢者医療特別会計決算について反対します。

75 歳以上の後期高齢者は、令和 4 年度から窓口負担が 2 割となる方が、被保険者全体の 20% 近くになっています。また、現役並み所得のある方に関しては、3 割負担となりました。団塊の世代の方が後期高齢者と、ほとんどが後期高齢者となる 2025 年に向けて、2 割負担者が増加し、働き続ける高齢者には 3 割負担を課すという、これから先、ますます増える後期高齢者の割合、高齢者には少しでも長く働き続けてほしいと言われる中、ますます負担感は増していきます。

自己責任でフレイル予防を、そして働き続けることが必至、若者世代への負担を減らし、均等にと言われています。しかし今の状況では、高齢者は安易に医療にかかることもまま

ならず、重症化することは目に見えています。負担増だけを課すのではなく、高齢者に対しての予防医療にも目を向けていただくことこそ必要だと思います。

最後に、議第 96 号水道事業会計決算、そして議第 97 号公共下水道事業会計決算についても反対いたします。

共産党としては、この間ずっと言い続けていますが、水道事業会計に対する繰出金が少な過ぎます。令和 5 年度も 4,022 万 2,000 円の繰出し基準に該当する経費が繰出しされていません。繰入金比率がここ数年 2 % であり、他の類似団体と比較しても極端に低く、積算すれば数億円単位の金額が全く繰り出されていないということになります。このことに関して協議・改善もなく、安易に水道料金のみを上げ、市民に負担をかけることには問題があると思います。

また、下水道使用に関しては、繰出金は計上されておりますが、赤字決算が続いています。その時点での見直し検討が必要であったのではないのでしょうか。普及率 68.5 % の中で、今後いかに普及に努めるかも問題です。そして 24.5 % という大きな料金改定後も、決して十分とは言えないのが下水道事業の状況ではないのでしょうか。今後も繰出額の検証、具体的な事業計画、排水量の見直しなどを十分検討し、市民に説明をしていくことが必要です。

以上のことからしても、今回の会計決算に関しては、市民の立場からは到底納得できるものではありません。以上の理由により、6 議案については反対であることを表明して、反対討論を終わります。

○議長（加藤信康） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議第 85 号別府市水道事業給水条例及び別府市下水道条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 75 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）から議第 84 号別府市国民健康保険条例の一部改正についてまで、及び議第 86 号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法についてから議第 88 号大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてまで、以上 13 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

以上 13 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上 13 件については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 90 号令和 5 年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第 94 号令和 6 年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第 95 号令和 5 年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第 96 号令和 5 年度別府市水道事業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。

本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第 97 号令和 5 年度別府市公共下水道事業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第 89 号令和 5 年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定について、及び議第 91 号令和 5 年度別府市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議第 93 号 令和 5 年度別府市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 4 件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定すべきものとの報告であります。

以上 4 件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上 4 件については委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 2 により、議第 98 号別府市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

- 市長（長野恭紘） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 98 号は、別府市教育委員会教育長に寺岡悌二氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

- 議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第98号別府市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第3により、報告第9号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから報告第11号市長専決処分についてまで、以上3件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿部万寿夫登壇）

○副市長（阿部万寿夫） 御報告いたします。

報告第9号及び報告第10号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はなく、実質公債費比率は4.1%で、早期健全化基準の範囲内にあります。また、資金不足比率については、各特別会計ともありません。

報告第11号は、公用車による事故の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

以上、3件につきまして御報告申し上げます。

○議長（加藤信康） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第4により、議員提出議案第9号慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書から議員提出議案第11号 子どもたちに豊かな学びを保障するために長時間労働是正を求める意見書まで、以上3件を一括上程議題いたします。

初めに、議員提出議案第9号慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（7番・小野佳子登壇）

○7番（小野佳子） 議員提出議案第9号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患COPDは、主としては、たばこの煙やPM2.5などの有害物質を長期に吸入曝露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては、せき、たん、息切れを特徴とする。現在COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置づけられている。COPDでは、肺泡が破壊されることにより、酸素の取込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺泡）は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりす

ることが大切になる。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究(NICE study)の調査によれば、国内のCOPD患者は推定 530 万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約 36 万 2,000 人とどまっており、約 500 万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組の強化が必要である。

そこで、政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求める。

記

- 1 地域におけるCOPDの検査体制の強化。地域の医療機関への、COPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底。画像検査（胸部X線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及。
- 2 受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進。地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組推進へのインセンティブ制度の導入。COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。COPD関連の厚労科研費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化。
- 3 COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上。COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進。COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体への活動に対する財政支援。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 25 日

大分県別府市議会

財務大臣、厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第 9 号慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応

を求める意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 10 号地方財政の充実強化を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（15 番・森山義治登壇）

○15 番（森山義治） 議員提出議案第 10 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は不足しており、自治体職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針 2021」に基づき、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしてきたが、増大する行政需要や不足する人員体制を踏まえると今後はより積極的な財源確保が求められる。

よって、国及び政府におかれては、2025 年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、現行の地方一般財源の確保から一步踏み出し、政府が進める持続的で構造的な賃上げが可能となる地方財政を実現するため、以下の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、デジタル化、脱炭素化、物価高対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、地方一般財源総額の確保・充実を図ること。
- 2 今後一層求められる子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らないより自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 減税を行う場合には「国と地方の協議の場」を活用するなどして特段の配慮を行うとともに、地方財政に影響が出ないよう、その財源を必ず保障すること。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用については、2024 年度から可能となった勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、財政需要を十分に満たすこと。
- 7 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案すること。
- 8 地域の活性化に向けて、その存在意義が重視されている地域公共交通について、子ども

も・子育て施策と同様、普通交付税の個別算定項目の位置づけ、一層の施策充実を図ること。

- 9 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第10号地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第11号子どもたちに豊かな学びを保障するために長時間労働是正を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（14番・三重忠昭登壇）

○14番（三重忠昭） 議員提出議案第11号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

子どもたちにゆたかな学びを保障するために長時間労働是正を求める意見書

今、学校現場は、教職希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。2024年4月には、猶予期間が設けられていた業種に時間外労働の上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については上限方針が守られていない状況が続いています。

「骨太方針2024」では、中教審「審議のまとめ」を踏まえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。」「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する。」としています。

つきましては、学校の長時間労働是正に資する施策が実行され、働き方改革推進のために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 長時間労働の一因となっている給特法について、教職員のいのちと健康が守られるよう見直しを検討すること。
- 2 学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減等を行うとともに、部活動の地域

移行をさらに進めること。

- 3 子どもたちの学びの充実や教育環境の整備に向け、人の配置・確保も含め、必要な財源確保等を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 25 日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第 11 号子どもたちにゆたかな学びを保障するために長時間労働是正を求める意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

最後に、日程第 5 により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。議員派遣、各議員から申出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

以上で、全ての議事を終了いたしました。

お諮りいたします。以上で令和 6 年第 3 回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和 6 年第 3 回市議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 12 分 閉会